

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年6月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	1 トン	113 トン
		71 トン	1 トン	70 トン
3	クリーム	38 トン	23 トン	15 トン
		24 トン	23 トン	1 トン
4	粉乳類	52,961 トン	3,500 トン	49,461 トン
		33,644 トン	3,071 トン	30,573 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	331 トン	1,432 トン
		1,142 トン	331 トン	811 トン
6	加糖れん乳	202 トン	12 トン	190 トン
		68 トン	12 トン	56 トン
7	ヨーグルト	17 トン	0 トン	17 トン
		11 トン	0 トン	11 トン
8	バターミルク	192 トン	5 トン	187 トン
		12 トン	5 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	9,229 トン	49,182 トン
		47,985 トン	7,525 トン	40,460 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	1,461 トン	11,912 トン
		8,803 トン	1,129 トン	7,674 トン
11	バター	24,439 トン	3,027 トン	21,412 トン
		16,786 トン	2,733 トン	14,053 トン
12	豆類	89,846 トン	18,442 トン	71,404 トン
		45,461 トン	6,391 トン	39,070 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	1,201,906 トン	4,529,798 トン
		5,117,080 トン	1,134,744 トン	3,982,336 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	279,550 トン	1,049,758 トン
		222,196 トン	23,697 トン	198,499 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	154,994 トン	575,265 トン
		704,615 トン	154,994 トン	549,621 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	276 トン	2,667 トン
		2,351 トン	276 トン	2,075 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	995 トン	11,465 トン
		6,177 トン	995 トン	5,182 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	31,223 トン	132,572 トン
		162,600 トン	31,223 トン	131,377 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	2,544 トン	18,742 トン
		21,286 トン	2,544 トン	18,742 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	276 トン	1,418 トン
		1,220 トン	276 トン	944 トン
20	イヌリン	2,130 トン	410 トン	1,720 トン
		55 トン	15 トン	40 トン
21	落花生	36,714 トン	8,976 トン	27,738 トン
		23,109 トン	4,076 トン	19,033 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	21 トン	210 トン
		223 トン	21 トン	202 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	978 トン	9,439 トン
		4,348 トン	190 トン	4,158 トン
24	でん粉調製品	241 トン	21 トン	220 トン
		238 トン	21 トン	217 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	255 トン	5,445 トン
		2,070 トン	141 トン	1,929 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	1,827 トン	18,151 トン
		1,810 トン	118 トン	1,692 トン
28	繭	6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
		6.5 トン	0.0 トン	6.5 トン
29	生糸	309 トン	41 トン	268 トン
		308 トン	41 トン	267 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。